

DVで悩んでいませんか？

県政
スポット

DV(ドメスティック・バイオレンス)について

DVとは「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」を意味し、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがあります。また、複数の暴力が重なって被害者を苦しめている場合も多々あります。

《DVの例》

身体的暴力



たたく、殴る、蹴る、髪をひっぱる、首をしめる、物を投げつける、強くゆする

精神的暴力



大声で怒鳴る、無視する、人前でばかにする、子どもに危害を加えると脅す、行動を制限する

性的暴力



無理やりアダルトビデオを見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない

経済的暴力



生活費を渡さない、勝手な借金を作り返済を強制する、お金の使い道を細かくチェックし、金銭的な自由を奪う

ひとりで悩まないで!

令和4年度に県が行った調査では、女性の約4人に1人、男性の約7人に1人が配偶者からDVを受けた経験があり、そのうち**女性の約4割、男性の約8割は誰にも相談していない**ことが分かっています。DVは身近な問題ですが、多くが外からは見えにくいいため、潜在化・長期化し、重大な危害が生じる恐れがあります。自分に当てはまるかもと感じたら、自分や家族を守るために、ひとりで悩まずにまずはご相談ください。

《支援の例》

電話・面談での相談

専門の相談員がお話を聞き、一緒に考えます。また関連する制度や関係機関などを紹介します。



手続きに関する各種証明書の発行

住民基本台帳の写しの閲覧制限や児童手当の受給者変更など手続きにかかる証明を発行します。



緊急時の安全を確保するための相談

一時保護や保護命令申立^(※)に関する相談に応じます。

(※)加害者が近寄ってこないよう地方裁判所に申し立てること



DV防止法^{*}に基づく保護命令制度が令和6年4月1日より新しくなります。重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します。

^{*}配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律



県の相談窓口

プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

- ① 県中央こども家庭相談センター
(配偶者暴力相談支援センター)
☎0742-22-4083
時 電話：平日9時～20時 面談：平日9時～16時(予約制)
- ② 県高田こども家庭相談センター
☎0745-22-6079
時 電話：平日9時～16時 面談：平日9時～16時(予約制)
#8008で発信場所から最寄りの相談機関につながります。

女性が抱えるさまざまな悩み相談

- ③ 県女性センター「女性相談窓口」
☎0742-22-1240
時 火曜～日曜・祝日 9時～17時(13時～14時除く)
(女性センターの休館日を除く。面談は予約制)

市町村などの相談窓口

お住まいの市町村などの相談窓口はこちら▶



DV相談+ (内閣府設置相談窓口)

☎0120-279-889 (24時間受付)

SNSを活用した相談ができます!

●メール(24時間受付) ●チャット(12時～22時)

メール・チャット
はこちら



性暴力の悩みに関する相談

奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」

☎0742-81-3118 (24時間受付)

#8891で発信場所から最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

NARAハートの
詳細はこちら

